

昭和三十三年政令第百八十七号

企業担保登記令

内閣は、企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）第四条第一項及び第十八条の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 企業担保権に関する登記（第一条—第十七条）

第二章 個々の財産についての実行手続に関する登記又は登録（第十八条・第十九条）

附則

第一章 企業担保権に関する登記

（管轄登記所）

第一条 企業担保権の登記及び企業担保権の実行手続に関する登記（個々の財産についての登記を除く。以下同じ。）（以下「企業担保権に関する登記」と総称する。）に関する事務は、企業担保権設定者たる株式会社の登記の事務をその本店所在地においてつかさどる登記所が管轄登記所としてつかさどる。

（登記事務取扱者）

第二条 企業担保権に関する登記の事務は、商業登記の事務を取り扱う者が取り扱う。

（登記簿）

第三条 企業担保権に関する登記は、第一条の登記所に備えられた企業担保権設定者たる株式会社の登記簿にする。

（企業担保権の登記）

第四条 企業担保権の登記は、企業担保権の設定、移転、変更、処分の制限又は消滅についてす

る。

（登記した権利の順位）

第五条 登記した権利の順位は、登記の前後による。

第六条 登記の順位は、主登記の順位による。ただし、附記登記間の順位は、その前後による。

（登記事項）

第六条 企業担保権の登記事項（この政令の規定により登記簿に記録して登記すべき事項をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

一 社債を担保する企業担保権（次号の企業担保権を除く。）にあつては、社債の総額及び利率

二 社債の総額を数回に分けて発行する場合における社債を担保する企業担保権にあつては、次

に掲げる事項

イ 社債の総額

ロ 社債の総額を数回に分けて発行する旨

ハ 社債の利率の最高限度

ニ 社債を発行したときは、その回の社債の発行金額及び利率

（申請情報）

第七条 企業担保権に関する登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない第十六条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

一 申請人の氏名又は名称及び住所

二 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によつて登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が

法人であるときはその代表者の氏名（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の名称及び住所並びに代位

法人であるときはその代表者の氏名（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の名称及び住所並びに代位

登記の目的

登記原因及びその日付

企業担保権設定者の商号及び本店

前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

（添付情報）
第八条 企業担保権に関する登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号）をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二 代理人によつて登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報

三 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、代位原因を証する情報

四 前三号に掲げるものほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

企業担保権に関する登記を申請する場合において、登記義務者（企業担保権設定者を含む。以下この項において同じ。）の登記識別情報を提供することができないときは、これに代えて次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法（委任による代理人により登記を申請する場合にあつては、当該代理人の権限を証する情報が磁気ディスクに記録されている場合に限る。）その他法務省令で定める方法により登記を申請するときは、登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行つた申請情報（委任による代理人によつて登記を申請する場合にあつては、当該委任による代理人の権限を証する情報）に商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明を併せて提供する措置

二 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法（委任による代理人によつて登記を申請する場合にあつては、当該代理人の権限を証する情報が書面に記載されている場合に限る。）により登記を申請するときは、法務省令で定める場合を除き、申請情報（委任による代理人によつて登記を申請する場合にあつては、当該委任による代理人の権限を証する情報）を記載した書面に当該書面に記名押印した登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（登記官が作成するものに限る。）を添付する措置

三 前項第二号の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

四 前二項の規定は、第十六条において準用する不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第八条第一項第六号に規定する場合において、登記識別情報を提供することができないときについて準用する。

（順位番号の記録）

第九条 登記官は、企業担保権に関する登記をするときは、登記簿に企業担保権に関する登記の登記事項を記録した順序に従つて、その登記の順位番号を記録しなければならない。

因

(社債の分割発行の場合の企業担保権の登記の申請)

第十一条 社債の総額を数回に分けて発行する場合において、社債を発行したときは、その回の発行金額について引受け又は募集の完了した日から二週間に内に、その回の社債を発行した旨の登記を申請しなければならない。

2 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第六十三条第二項の規定は、前項の期間の計算に準用する。

3 第一項の登記は、その社債を担保する企業担保権の登記に付記してする。

(会社の合併の場合の企業担保権の登記)

第十二条 株式会社の合併による変更又は設立の登記を本店所在地において申請する場合には、申請書に合併により消滅する会社の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、その登記事項証明書を交付すべき登記所に申請するときは、この限りでない。

2 前項の場合において、合併する会社の双方の登記簿に企業担保権の登記があるときは、申請書に企業担保法(以下「法」という)第八条第二項の協定を証する書面を添付しなければならない。

第十三条 登記官は、前条第一項に規定する登記をする場合において、合併により消滅する会社の登記簿に企業担保権の登記があるときは、職權で企業担保権の登記をしなければならない。(実行手続の開始の登記)

第十四条 法第二十三条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の規定による管財人の登記の申請とは、一の申請情報によつてしなければならない。

第十五条 登記官は、管財人の登記をする場合には、管財人の氏名又は名称及び住所を記録しなければならない。

第十六条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第十六条から第二十二条まで、第二十一条、第二十五条(第十号及び第十一号を除く)、第五十九条(第六号を除く)、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第十七条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第十六条から第二十二条まで、第二十一条、第二十五条(第十号及び第十一号を除く)、第五十九条(第六号を除く)、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第十八条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第十九条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十一条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十二条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十三条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十四条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十五条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十六条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十七条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十八条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

第二十九条 不動産登記法第二条第十二条から第十六号まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項(相続に係る部分を除く)、第六十四条第一項、第六十五条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く)、第六十七条规定による実行手続の開始の登記の申請と同項の申請情報によつてしなければならない。

口に規定する被承継人及び第二条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。)」とあるのは「企業担保権者となる者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第八百八十七号)第十六条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

(法務省令への委任)

第二章 個々の財産についての実行手続に関する登記又は登録

第二十条 不動産登記法第二十四条の規定による実行手続の開始の登記を申請する場合には、管財人の権限を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2 法第二十四条の規定による実行手続の開始の登記を申請する場合には、管財人は、登録機関に出頭することを要しない。

3 前項に規定する登録を申請する場合には、申請書に管財人の権限を証する書面を添付しなければならない。

(実行手続の終結の場合の登記又は登録)

第二十一条 前条第一項の規定は、法第五十四条第一項第二号に掲げる登記を申請する場合及び法第五十九条の規定による法第二十四条の規定によつてされた登記の抹消を申請する場合に準用する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、法第五十四条第一項第二号に掲げる登記を申請する場合及び法第五十九条の規定による法第二十四条の規定によつてされた登記の抹消を申請する場合に準用する。

3 同一の財産についての法第五十四条第一項第二号に掲げる登記又は登録の申請は、それぞれ同一の申請情報又は同一の申請書によつてしなければならない。

4 前項に規定する登記を申請する場合には、配当期日の調書の内容を証する情報及び権利の取得を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

5 第三項に規定する登録を申請する場合には、申請書に配当期日の調書の謄本又は抄本及び権利の取得を証する書面を添付しなければならない。

6 法第五十九条の規定による法第二十四条の規定によつてされた登記の抹消を申請する場合には、実行の申立ての取下げ若しくは実行手続の開始の決定の取消しの裁判があつたことを証する情報又は差押えの消滅を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

7 法第五十九条の規定による法第二十四条の規定によつてされた登記の抹消を申請する場合には、申請書に実行の申立ての取下げ若しくは実行手続の開始の決定の取消しを証する書面又は差押えの消滅を証する書面を添付しなければならない。

附 則 (昭和三七年九月二九日政令第三九一号)
1 この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。
附 則 (昭和三五年三月二一日政令第六〇号)
1 この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月二九日政令第三九一号)
1 この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政手の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他不服申立て(以下「訴願等」という)については、この政令の施行後も、なお從前の例による。この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則（昭和三九年三月三一日政令第九六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過措置等）

5 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴う登記の手続に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則（昭和四七年三月一三日政令第二八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月二八日政令第一一九号）抄

（施行期日）

この政令は、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月一日）から施行する。

附 則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年一一月七日政令第三三七号）抄

（施行期日）

この政令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十日）から施行する。

附 則（平成二〇年七月二十五日政令第二三七号）抄

（施行期日）

この政令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三日政令第二一〇七号）抄

（施行期日）

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月二五日政令第二三六六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年七月一日政令第二六二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年十一月二日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にされた登記の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記令第七条第一項第一号及び第十七条第一項の規定による改正後の船舶登記令第十三条第一項第一号及び第四号並びに第三項並びに第二十七条第一項第一号の規定、第三条の規定による改正後の農業用動産抵当登記令第十条第一号の規定、第四条の規定による改正後の建設機械登記令第八条第一項第一号の規定並びに第五条の規定による改正後の企業担保登記登録令第八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第七条、第八条関係）	
項目 登記	申請情報 添付情報
一 企業担保権の登記	第六条第一法第三条の公正証書の謄本及びその他の登記原因を証する情報
二 第六条第一法第三条の公正証書の謄本及びその他の登記原因を証する情報	号又は第二号イからハまでに掲げ
三 企業担保権の設定の登記 不動産登記法第六十三条第二項に規定する合併による 企業担保権の移転の登記	合併を証する登記官が職務上作成した情報
四 企業担保権の変更の登記又は更正の登記（五の項の登記を除く。）	登記原因を証する情報
五 社債の総額を数回に分けてその回の社債を発行する場合におけるその債の発行金額及び利率の登記	付記登記によつてする企業担保権の変更の登記又は更正の登記を申請する場合において、登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報
六 企業担保権に関する登記の抹消（十二の項の登記を除く。）	当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報

